

第 8 7 号議案

東三河広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき東三河広域連合規約を次のとおり変更することについて、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

東三河広域連合規約の一部を変更する規約

東三河広域連合規約（平成 2 7 年 1 月 3 0 日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

改正後	改正前
(広域連合の処理する事務) 第 4 条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）及び介護保険法施行法（平成 9 年法律第 124 号） _____ _____ _____に規定する介護保険に関する事務で、次に掲げるもの ア～ケ（略） (2)～(14)（略）	(広域連合の処理する事務) 第 4 条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、 <u>介護保険法施行法（平成 9 年法律第 124 号）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法に規定する介護保険に関する事務で、次に掲げるもの</u> ア～ケ（略） (2)～(14)（略）

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の東三河広域連合規約第 4 条第 1 号に規定する健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされていた同法第 2 6 条の規定による

改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険に関する事務については、改正後の東三河広域連合規約第4条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、東三河広域連合の処理する介護保険に関する事務について、健康保険法等の一部改正に伴う経過措置の期間満了に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。